

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山口地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	17 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	16 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成4年9月から5年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年9月から5年3月まで

私は、働き始めて2、3年経過して生活にゆとりができた平成7年か8年の7月頃、ボーナスによる収入もあったので、当時住んでいたA県B市のC区役所年金窓口において、学生時代の国民年金保険料の免除期間に係る追納の方法について、免除承認通知書を持参の上、係の中年の男性に相談したところ、金額はよく覚えていないが、免除期間に係る追納保険料額を提示され、「今日、全額支払いますか。」と聞かれたため、「少し所持金が足りない。」と答えると、「今払えるだけ払って、不足分は後日納付書を自宅へ郵送するので納付して下さい。納付書は、2、3か月後に届くと思います。」と言われたので、所持していた5万数千円を窓口で支払ったにもかかわらず、申立期間は追納と記録されている期間が全く無く、全額申請免除のままとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は7か月と短期間であり、申立期間当時、学生であった申立人は、免除申請の手続きを行い、平成9年5月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した際にも国民年金への加入手続きを適切に行った上、当該加入後の国民年金保険料も全て納付するなど納付意識が高かったことがうかがえる。

また、申立人は、申請免除していた申立期間の保険料の大部分を、平成7年か8年の7月頃、納付したと主張しているところ、当該時点では、申立期間の保険料を追納することが可能な期間（免除を受けた期間から10年以内）であり、申立人が記憶している追納保険料額の5万数千円は、申立期間7か月分のうち、5か月分に相当することから、申立人の記憶とおおむね一致し

ており、申立人の主張に不自然さは無い。

さらに、申立人が、申立期間の保険料を追納したとするB市C区役所は、「平成7年か8年の7月頃、免除期間に対して保険料の追納を希望した場合、窓口で保険料を受領する取扱いはしていなかったものの、社会保険事務所（当時）から追納に関する書類一式が送付されていたため、窓口において手書きで納付書を作成し、区役所近隣の銀行又は郵便局で払い込むように案内しており、全額納付できない場合は、納付できる期間分について、その場で手書きにて納付書を作成し、残りは、社会保険事務所から後日送付することもあった。」と回答している上、C区役所の近隣に銀行又は郵便局があることが確認できることから、申立人の主張とおおむね符合している。

加えて、申立人が追納したとする時期の申立人の厚生年金保険の標準報酬月額から、申立人には、追納保険料（5万数千円）を納付できる資力は十分あったことがうかがえる。

一方、申立人が記憶しているC区役所で納付したとしている保険料額から判断すると、申立期間7か月のうち、2か月分の保険料は追納していないことがうかがえる上、申立人は社会保険事務所から納付書が自宅に送られてきた記憶は無いと供述しており、申立人が当該2か月分の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに国民年金保険料を追納したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成4年9月から5年1月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、平成6年9月及び同年10月は53万円、同年11月から8年4月までは59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年9月1日から8年5月9日まで

私は、A社に平成6年4月5日から8年5月8日まで勤務していたが、ねんきん定期便及び年金事務所からの「年金加入記録にかかる調査確認の結果について（お知らせ）」により、申立期間の標準報酬月額が当時の給与額と比べ相当低い額に記録訂正されていることを知った。

しかし、私は、A社では社会保険事務及び保険料納付に一切関与しておらず、申立期間の標準報酬月額が引き下げられる理由も思い当たらないので、記録訂正される前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、平成6年9月及び同年10月は53万円、同年11月から8年4月までは59万円と記録されていたところ、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成8年5月9日）の約1か月前の同年3月4日付けで、それぞれ遡及して13万4,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、当時の事業主及び役員二人についても同日付けで、申立人と同様に平成6年9月まで遡及して標準報酬月額が減額訂正されていることが確認できる。

一方、申立事業所の商業登記簿謄本から、申立人は、申立期間のうち、前述の標準報酬月額が減額訂正された日の直前の平成8年2月29日まで申立事業所において取締役であったことが確認できるところ、事業主及び当時の社会保険事務担当者は、「申立人は、現場担当で、社会保険事務には全く関与していなかった。」と回答していることから判断すると、申立人は社会保険事務につ

いて職務上の権限を有していなかったことが認められる。

また、事業主は、「申立期間当時、社会保険料の長期滞納があったので、社会保険事務所から呼出しがあり、申立人を含む役員4人について標準報酬月額 of 遡及減額訂正の届出を行った。全て私の独断で行ったことであり、申立人及び他の役員には何も説明していない。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、平成8年3月4日付けで行われた申立期間に係る標準報酬月額の遡及訂正処理は、事実在即したものとは考え難く、社会保険事務所がかかる処理を行う合理的な理由は無いことから、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、6年9月及び同年10月は53万円、同年11月から8年4月までは59万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成20年5月1日から同年9月1日までの期間について、標準報酬月額決定の基礎となる19年4月から同年6月までは標準報酬月額28万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を20年5月から同年8月までは28万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成20年9月1日から21年1月1日までの期間について、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録は、事後訂正の結果12万6,000円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の11万8,000円とされているが、当該期間に係る標準報酬月額決定の基礎となる20年4月から同年6月までは標準報酬月額26万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険法に基づき、申立人の同社における標準報酬月額に係る記録を同年9月から同年12月までは26万円とすることが必要である。

さらに、申立期間のうち、平成21年1月1日から同年7月1日までの期間について、標準報酬月額決定の基礎となる20年4月から同年6月までは標準報酬月額26万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人の同社における標準報酬月額に係る記録を21年1月から同年6月までは26万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年8月1日から21年7月1日まで

私は、平成16年8月1日から21年6月末日までA社で勤務していたが、実際に支給されていた給与額とオンライン記録の標準報酬月額が相違しているため、実際の給与額に見合った標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、平成16年8月1日から21年7月1日までの期間に係る年金

記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、平成 16 年 8 月 1 日から 20 年 5 月 1 日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、同年 5 月 1 日から 21 年 7 月 1 日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

- 2 申立人は、申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てしているところ、申立期間のうち、平成 20 年 5 月 1 日から 21 年 7 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、20 年 5 月から同年 8 月までは 11 万 8,000 円、同年 9 月から同年 12 月までは当初 11 万 8,000 円と記録されていたが、A 社は 23 年 2 月 8 日付けで標準報酬月額の訂正届を提出し、当該期間に係る標準報酬月額は 12 万 6,000 円に訂正されたところ、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅していたことから、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（12 万 6,000 円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（11 万 8,000 円）となっており、21 年 1 月から同年 6 月までは 12 万 6,000 円となっている。

しかしながら、申立人から提出された給与明細書、年末調整明細書等により、標準報酬月額の決定の基礎となる平成 19 年 4 月から同年 6 月までは標準報酬月額 28 万円、20 年 4 月から同年 6 月までは標準報酬月額 26 万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人の A 社における標準報酬月額を平成 20 年 5 月から同年 8 月までは 28 万円、同年 9 月から 21 年 6 月までは 26 万円に訂正することが必要である。

- 3 一方、申立期間のうち、平成 16 年 8 月 1 日から 20 年 5 月 1 日までの期間について、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を決定又は改定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

なお、厚生年金特例法に基づき記録の訂正等が行われるのは、上記の額がオンライン記録を上回る場合である。

しかしながら、平成 16 年 8 月から 20 年 4 月までの期間については、申立人が所持する給与明細書及び源泉徴収票等から確認できる厚生年金保険料の控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と比べて同額又は低額であることが確認できることから記録の訂正は行わない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間のうち平成 16 年 8 月 1 日から 20 年 5 月 1 日までの期間において、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和40年3月11日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月11日から同年4月1日まで

私は、昭和40年3月11日付けでA社C工場からB工場に転勤した。

しかし、日本年金機構の記録によると、B工場における厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和40年4月1日と記録されているので、当該取得日を同年3月11日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及びA社の回答から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和40年3月11日にA社C工場からB工場に異動）、申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のB工場における厚生年金保険被保険者原票の昭和40年4月の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、B工場に係る申立人の被保険者資格の取得日を誤って届け出たことを認めていることから、事業主が昭和40年4月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、申立期間①から⑤までの期間及び申立期間⑦から⑩までの期間に係る標準賞与額の記録については、申立期間①及び②は1万円、申立期間③、④及び⑤は16万3,000円、申立期間⑦は16万5,000円、申立期間⑧は16万1,000円、申立期間⑨及び⑩は16万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 12 月 30 日
② 平成 16 年 7 月 25 日
③ 平成 16 年 12 月 30 日
④ 平成 17 年 8 月 31 日
⑤ 平成 17 年 12 月 30 日
⑥ 平成 18 年 8 月 31 日
⑦ 平成 19 年 8 月 31 日
⑧ 平成 19 年 12 月 30 日
⑨ 平成 20 年 8 月 31 日
⑩ 平成 20 年 12 月 29 日

私は、申立期間①から⑥までの期間においては、A社に勤務し、申立期間⑦から⑩までの期間においては、同社から分社して設立されたB社で勤務している。

私が保管している賞与明細書を見ると、厚生年金保険料を控除されているが、私のねんきん定期便には、申立期間①から⑩までの標準賞与額の記録が無いので、当該期間に係る標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した賞与明細書及び両申立事業所が提出した平成 15 年から

20年までの給与所得に対する所得税源泉徴収簿又は年間賃金台帳において確認できる賞与額及び保険料控除額から判断すると、申立人は、申立期間のうち、申立期間①から⑤までの期間及び申立期間⑦から⑩までの期間において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険料の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、平成15年12月30日及び16年7月25日は1万円、16年12月30日、17年8月31日及び17年12月30日は16万3,000円、19年8月31日は16万5,000円、19年12月30日は16万1,000円、20年8月31日及び20年12月29日は16万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、両申立事業所の事業主は当該期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料を納付していなかったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、申立期間⑥（平成18年8月31日）については、申立人が所持する賞与明細書において、当該期間に係る賞与が支給されたこと及び厚生年金保険料をA社の事業主により賞与から控除されていたことが認められるものの、オンライン記録により、申立人は同社において厚生年金保険の被保険者資格を平成18年8月31日に喪失したことが確認できるところ、厚生年金保険法では、被保険者資格喪失日の属する月は、被保険者期間に算入されないこととされていること、及び保険料は被保険者期間に算入される各月についてのみ徴収されることとされていることから、18年8月は申立人のA社における被保険者期間とはならない月であり、申立期間⑥に支給された賞与については、制度上、保険料徴収の対象とならず、標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできない。

山口厚生年金 事案 1082～1092（別添一覧表参照）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} (別添一覧表参照)
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：平成20年8月11日

私は、平成20年8月11日にA社から賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、標準賞与額として記録されていないので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細書により、申立人は、申立期間において、事業主から支給された賞与から、その主張する標準賞与額〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

(注) 同一事業主に係る同種の案件11件（別添一覧表参照）

別添一覧表

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額
1082	男		昭和21年生		15万円
1083	男		昭和20年生		10万円
1084	男		昭和35年生		10万円
1085	男		昭和43年生		10万円
1086	男		昭和46年生		15万円
1087	男		昭和57年生		15万円
1088	男		昭和28年生		10万円
1089	男		昭和33年生		10万円
1090	女		昭和42年生		7万円
1091	男		昭和54年生		10万円
1092	女		昭和45年生		10万円

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成17年7月10日、同年11月25日、18年8月10日、同年12月22日、19年8月10日及び同年12月22日に支給された賞与について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の標準賞与額に係る記録を、17年7月10日は10万円、同年11月25日は9万7,000円、18年8月10日は17万円、同年12月22日及び19年8月10日は18万円、同年12月22日は17万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、平成20年8月10日は17万円、21年6月19日は12万円の標準賞与額に相当する賞与が事業主により支払われていたと認められることから、申立人の標準賞与額に係る記録を20年8月10日は17万円、21年6月19日は12万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年1月1日から21年12月26日まで

私は、平成13年2月26日からA社でB職補佐として勤務していたが、申立期間について、毎年夏と冬の賞与が支給されていたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録に反映されていない。

A社の経営状態により賞与が支給されないこともあったと思うが、私が保管している賞与の支払明細書からは厚生年金保険料が控除されているので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は申立期間の標準賞与額に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付

及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

したがって、申立期間のうち、平成 15 年 1 月 1 日から 20 年 6 月 1 日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅した期間であるから、厚生年金特例法を、同年 6 月 1 日から 21 年 12 月 26 日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

- 2 申立期間のうち、平成 17 年 7 月 10 日、同年 11 月 25 日、18 年 8 月 10 日、同年 12 月 22 日、19 年 8 月 10 日及び同年 12 月 22 日については、申立人から提出された賞与支払明細書及び事業主から提出された申立人に係る所得税源泉徴収簿から、賞与が申立人に対して支給され、厚生年金保険料が事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与総支給額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成 17 年 7 月 10 日、同年 11 月 25 日、18 年 8 月 10 日、同年 12 月 22 日、19 年 8 月 10 日及び同年 12 月 22 日に係る標準賞与額については、17 年 7 月 10 日は 10 万円、同年 11 月 25 日は 9 万 7,000 円、18 年 8 月 10 日は 17 万円、同年 12 月 22 日及び 19 年 8 月 10 日は 18 万円、同年 12 月 22 日は 17 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、保険料も納付していないとしていることから、その結果、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間のうち、平成 20 年 8 月 10 日及び 21 年 6 月 19 日については、前述の賞与支払明細書及び所得税源泉徴収簿により、20 年 8 月 10 日は 17 万円、21 年 6 月 19 日は 12 万円の標準賞与額に相当する賞与が申立人に対して支給されていたことが確認できることから、当該期間に係る標準賞与額を 20 年 8 月 10 日は 17 万円、21 年 6 月 19 日は 12 万円に訂正することが必要である。

- 4 一方、申立期間のうち、平成 15 年 1 月 14 日、同年 8 月 10 日及び同年

12月22日については、前述の賞与支払明細書及び所得税源泉徴収簿により、賞与が申立人に対して支給されていることが確認できるものの、厚生年金保険法の規定において標準賞与額に係る保険料を徴収し、年金支給額に反映させる総報酬制が導入されたのは15年4月1日からである上、同年1月14日、同年8月10日及び同年12月22日の賞与からは厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、申立人は、申立期間について、毎年夏と冬の賞与が支給されていたものの、会社の経営状態により賞与が支給されないこともあったと思う旨供述しているところ、申立期間のうち、平成16年夏、同年冬、20年冬及び21年冬のそれぞれの期間については、申立人は、賞与支払明細書を保管しておらず、所得税源泉徴収簿において賞与が支給されたことも確認できない。

このほか、平成15年1月14日、同年8月10日、同年12月22日、16年夏、同年冬、20年冬及び21年冬の期間において申立人に対して賞与が支給され、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料が賞与から控除されたことについて確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 6 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 6 月

昭和 55 年の秋頃、A 市役所から申立期間に係る国民健康保険料及び国民年金保険料の請求はがきを送付されてきたが、国民健康保険料については、既に再就職し、健康保険に加入していたことから支払いをしなかったものの、国民年金保険料は、将来の年金受給に関わることなので、A 市役所に電話で確認すると、同市の担当者から「1 か月でも義務ですから保険料を支払ってください。」と言われたので、後日、やむなく支払った。同市の国民年金窓口で、保険料を支払っただけで、年金手帳を受け取った記憶は無いし、領収書は受け取ったと思うが、31 年も前のことなので保管していないが、間違いなく 1 か月分の保険料を支払ったので、申立期間を国民年金保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の国民年金保険料を納付するには、国民年金手帳記号番号の払い出しが必要であるところ、A 市を管轄する社会保険事務所（当時）の払出簿の昭和 55 年 6 月から 56 年 1 月までを見ても、申立人の氏名は確認できず、申立人に手帳記号番号が払い出された事情も見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできない。

また、申立人は、申立期間について、A 市役所から国民健康保険料及び国民年金保険料の請求はがきが、昭和 55 年の秋頃、送付されてきたと主張しているところ、国民健康保険及び国民年金への加入は、申立人が同市役所において加入手続を行う必要があるが、申立人は、加入手続を行った記憶は無いと供述しており、当該手続を行っていない者に対して保険料納付に係る請求

はがきを送付されることは考え難い。

このほか、申立人の国民年金保険料が納付されたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年12月から6年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年12月から6年7月まで

私がA市に在住していた申立期間当時、A市役所から国民年金保険料の納付書が届いたので、B市に在住していた両親がA市に来たときに相談したところ、母親が、申立期間の保険料の納付書をB市に持って帰り、郵便局のB県庁内分室で納付してくれた。

母親が保険料を納付してくれたのは平成6年の10月か11月頃だったと思うので、申立期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から、申立人の申立期間に係る国民年金被保険者資格の取得（平成5年12月21日）及び喪失（平成6年8月23日）の記録は、平成12年9月18日に社会保険事務所（当時）において追加処理されていることが確認できることから、申立期間当時においては、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない上、追加処理された同年9月の時点では、申立期間の保険料は時効により納付することができない。

また、申立人は、申立期間の保険料納付について、申立人の母親が、A市から送付された納付書により郵便局のB県庁内分室で平成6年の10月か11月頃に納付してくれたと申し立てしているところ、申立人の母親は、申立期間における申立人の保険料納付等に係る具体的な状況を記憶していない上、A市は、「申立期間当時、当市の国民年金保険料はA県内の郵便局で納付することは可能であったが、県外の郵便局で納付することはできなかった。」と回答している。

また、申立期間の保険料を納付するには、別の国民年金手帳記号番号の払

出しが必要であるが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立期間の国民年金保険料が納付されたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年12月から57年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年12月から57年5月まで

A市にあるB事業所を昭和56年末に退職し、57年1月にC村D支所（現在は、A市D支所）で国民年金の加入手続をした。領収書などは持っていないが、保険料は同支所で納付していたので、申立期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する国民年金手帳によると、申立人が昭和46年4月1日に国民年金被保険者資格を喪失し、その後、63年3月1日に被保険者資格を再取得するまでの間に、国民年金の加入手続をした記録は確認できないところ、オンライン記録上においても、申立期間は国民年金の未加入期間である上、申立人の基礎年金番号になっている国民年金手帳記号番号のほかに別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、制度上、申立期間の国民年金保険料は納付することができない。

また、日本年金機構及びA市の管理する申立人に係る国民年金の被保険者資格の取得日及び喪失日並びに保険料の納付記録は全て一致しており、申立人に係る年金記録の管理に問題があったことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間における国民年金の加入手続及び保険料の納付は自分一人が行っていたとしており、申立期間における国民年金の加入や保険料納付を裏付ける第三者の具体的な供述を得ることができない上、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年11月1日から6年4月1日まで

私は、平成5年9月1日に入社し8年3月末に退職するまで、A社に継続して勤務していた。その間に勤務形態、勤務日数及び給与額に変化は無かったので、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立事業所に係る雇用保険の被保険者記録、元事業主の妻（取締役）及び同僚の回答から判断すると、申立人は、申立期間を含む平成5年9月1日から8年3月31日まで申立事業所に継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立事業所は、B厚生年金基金（以下「基金」という。）及びC健康保険組合（以下「組合」という。）に加入していたところ、基金が保管する厚生年金基金加入員資格取得届及び同資格喪失届によると、事業主は、申立人が平成5年11月1日に基金の加入員資格を喪失した旨及び6年4月1日に同資格を再取得した旨の届出を行っており、申立事業所におけるそれぞれの被保険者期間に係る健康保険被保険者証の番号は別番号であることが確認できる上、当該資格記録はオンライン記録と一致している。

また、組合は資格喪失の手続について、「届出書は7枚複写であった。資格喪失届には健康保険被保険者証を添付することになっていた。」と回答しているところ、申立期間当時、経理を担当していた元事業主の妻も、「届出書は複写式で組合の事務処理が完了した後、基金が受け付けるという一元方式であった。資格喪失手続の際は、健康保険被保険者証を回収し、それを添付しないと組合で受け付けてくれなかったため、本人の了承無しに手続を行

うことは不可能であった。」と回答しており、前述の資格喪失届においても、被保険者証回収区分欄に被保険者証が添付されていることを示す記載があることが確認できる。

さらに、前述の資格取得届を基金に提出する際に、「平成5年9月1日取得、同年11月1日喪失しております。」との事務連絡文書の添付が確認できる。

加えて、申立事業所は、平成13年11月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の人事記録及び給与関係書類は残っておらず、申立人も給与明細書等の資料を保持していないため、申立人の申立期間における保険料の控除状況は不明である。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険に加入し、事業主から保険料を控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 8 月頃から 60 年 8 月頃まで

私は、申立期間当時、A市場内にあるB社に勤務していた。同社の従業員は、20人ぐらいいた記憶があり、正社員として勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録により、申立人は、申立期間の一部を含む昭和 54 年 1 月 21 日から 59 年 10 月 13 日までB社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、同社の経理担当者は、「昭和 63 年 4 月頃、A市場内の同業者が一斉に厚生年金保険に加入することになり、そのとき当社も厚生年金保険に加入した。」と回答しているところ、オンライン記録により、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 63 年 4 月 1 日で、申立期間当時は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、同社が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間について、同人は、「当社は、C国民健康保険組合に加入し、従業員には国民年金に各自で自主加入するよう説明しており、事務手続は同組合に委託していた。給与から厚生年金保険料を控除したことはない。」と回答しているところ、同社が適用事業所となったのと同じ日に、同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した 26 人のうち、21 人は、直前の昭和 63 年 3 月までは国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることがオンライン記録により確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

山口厚生年金 事案 1094 (事案 928 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間②及び③について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 7 月 1 日から 58 年 8 月 1 日まで
② 昭和 58 年 8 月 1 日から 60 年 12 月 29 日まで
③ 昭和 61 年 2 月 1 日から 63 年 2 月 29 日まで

私は、申立期間①及び②については、昭和 56 年 7 月 1 日から A 社に勤務し、営業業務に従事していたが、厚生年金保険被保険者資格の取得日が昭和 58 年 8 月 1 日と記録されている上、同社では入社日の 5 か月目からは給与支給月額が平均 80 万円であったにもかかわらず、実際に支給された給与額に比べて標準報酬月額が低く記録されているとして、申立期間③については、B 社に勤務し、給与支給額は 65 万円から 70 万円程度であったにもかかわらず、実際に支給された給与額に比べて標準報酬月額が低く記録されているとして、年金記録確認第三者委員会に申立てをしたが、年金記録の訂正が必要とまでは言えないとの通知を受けた。

今回、A 社の同僚の氏名を思い出した上、年金相談会で税務署や金融機関に給与等の記録が保管されていると聞いた。

また、A 社では当時の経理部長が不正経理をしていたために私の標準報酬月額が低く記録されているのではないかと思う。

国の方針では、申立期間が短期間であれば記録訂正が認められるとも聞いたので、再度調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、雇用保険の被保険者記録及び同僚の

供述から、申立人がA社に勤務していたことを確認できない上、オンライン記録において、申立人は、国民年金に加入し、国民年金保険料を全て納付していることが確認できるなどとして、申立期間②及び③に係る申立てについては、同僚の供述などから判断すると、同社及びB社では、固定給に営業成績に応じた歩合給を加えた給与形態であったことが推認される上、同社及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録において、同僚の標準報酬月額記録と比較して申立人の標準報酬月額が低額であるという事情は見当たらないほか、申立人及び同僚の標準報酬月額が遡って訂正されるなどの不自然な形跡も見受けられないなどとして、既に当委員会の決定に基づき平成22年12月1日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たに氏名の判明した同僚及び給与等の記録が保管されているとして税務署や金融機関から、それぞれ話を聞くなど再度調査してほしいと申し立てている。

しかしながら、申立期間①について、前回の申立てに係る調査において、既に当該同僚を含めて複数の同僚に照会し、その結果、申立人の申立期間①における申立事業所での勤務期間や保険料控除について確認できなかったところである。

申立期間②について、A社を管轄していた税務署に照会したところ、「保存期間を経過しているため申立事業所に係る資料は無い。」と回答があり、当時の同僚から給与の振込先として名前の挙がった金融機関を含む複数の金融機関に照会したところ、「保存期間を経過しているため資料は無い。金融機関で把握できる金額は、事業所から振込依頼のあった口座振込額（現金支給額）のみであるので、社会保険料等の控除額は分からない。」との回答があった。

また、申立人の住所地のあるC市に申立人の給与支払報告書等の資料の有無についても照会したが、「保存期間を経過しているため資料は無い。」との回答があった。

さらに、申立人は、A社の当時の経理部長だったとする者の姓を挙げ、同社における不正経理のために申立人の標準報酬月額が不当に低い額とされていると繰り返し主張しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の主張する者と同姓の被保険者を確認することはできなかった上、同社の元役員及び申立期間②当時の被保険者記録が確認できる経理担当であった同僚からは、「当時の経理部長は、申立人の主張する名前ではなかったし、不正経理も無かった。」との回答があった。

加えて、申立期間③について、B社を管轄する税務署、給与振込先として名前の挙がった金融機関を含む複数の金融機関及びC市に照会したが、申立期間②と同様に、いずれも「保存期間を経過しているため資料は無い。」と

の回答があった。

また、申立人は、申立期間が短期間であれば記録訂正が認められると主張しているところ、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあっせんにあたっての基本方針」（平成 19 年 7 月 10 日総務大臣決定。平成 22 年 1 月 1 日一部改正）に基づき記録訂正について判断することとなるが、この基本方針において、短期間の申立てを認める方向で検討するとされているのは、国民年金に係る申立てであり、厚生年金保険に係る申立てではない上、単に申立期間が短期間というだけで記録訂正を認めるものではない。

このほかに、申立人の給与支給額や保険料控除額を確認できる新たな資料や周辺事情は無いなど、委員会の当初の決定を変更すべき事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできず、申立期間②及び③について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 6 月 1 日から 37 年 5 月 31 日まで
② 昭和 43 年 11 月 1 日から 45 年 5 月 1 日まで

私は、申立期間①については、A社B工場に勤務した。入社してすぐにけがをしたため、労働者災害補償保険の適用を受けたことや、同社ではCの業務に従事していたことを記憶している。

また、申立期間②については、D社の現場代理人であったE氏の紹介で同社に入社し、同氏の下で橋の起工式の準備や河川工事を施工したことを記憶している。

申立期間①及び②について、厚生年金保険に加入していたと思うので調査の上、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、A社B工場に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、同社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間①当時の被保険者記録が確認できる複数の同僚は、「申立期間①当時、申立人は臨時雇用職員であったが、臨時雇用職員から正社員となる者は少なかった。申立人が臨時雇用職員として勤務していたことは知っているが、申立人が臨時雇用職員から正社員になったという記憶は無い。」と回答している。

また、同社B工場の申立期間①当時の事務担当者は、「申立期間①当時、当社B工場には臨時雇用職員が多数いたが、臨時雇用職員は厚生年金保険に加入させておらず、給与から保険料は控除していなかった。」と回答している。

さらに、前述の被保険者名簿から、申立期間①当時の被保険者記録が確認できる複数の同僚は、「申立期間①当時、A社B工場には70人以上の従業員が勤務していた。」と回答しているところ、同被保険者名簿に記載されている申立期間①当時の被保険者数は約35人であることが確認できることなどから判断すると、当時、同社B工場では、全ての従業員について、必ずしも厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

加えて、事業主は申立期間①当時の関連資料を保管しておらず、申立人の厚生年金保険の加入に係る届出及び厚生年金保険料の控除等の具体的な状況は確認できない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人は、D社において現場代理人であったE氏の下で勤務していたと申し立てしているところ、複数の同僚の回答から判断すると、期間は特定できないものの、申立人は同社が施工する現場においてE氏の下で業務に従事していたことがうかがえる。

しかしながら、E氏は、「私は、昭和43年7月にD社から独立して同社の下請業者となったので、申立期間②当時は同社の社員ではなかった。」と回答している上、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立期間②当時の被保険者記録が確認できる複数の同僚は、「申立人は、D社の施工する現場において勤務していたが、同社の社員ではなかった。」と回答している。

また、申立期間②当時の同社の役員は、「E氏は、本人の希望によりD社から独立して同社の下請業者となった。同社において下請業者及びその使用人を厚生年金保険に加入させ、給与から保険料を控除したことはない。」と回答している。

さらに、E氏は、「私は、D社から独立したが、個人事業所であり厚生年金保険の適用事業所ではなかった。申立期間②当時、申立人を含めて私の下で勤務していた者の給与から、厚生年金保険料は控除していない。」と回答しているところ、前述の被保険者原票において、申立期間②当時、E氏のD社に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。